

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人ダイバーシティ研究所という。

2 本団体名の英語名は、Institute for Human Diversity Japan と表記し、通称を DECO とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市淀川区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所の設置、改廃を行うことができる。
なお設立時の従たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、人の多様性に配慮しながら、誰もが活躍できる組織や地域をめざす「ダイバーシティ社会」を推進することを目的として、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 誰もが暮らしやすい地域づくりのための事業
- (2) 誰もが働きやすい職場づくりのための事業
- (3) 誰もが活躍できる社会づくりのための事業
- (4) その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 大阪府茨木市南春日丘六丁目8番33号の4

設立者 田村太郎

拠出財産及びその価額 現金 80万円

住所 京都市下京区麩屋町通松原下る上鱗形町520番地 スエルテ木駒402

設立者 早川暁子

拠出財産及びその価額 現金 80万円

住所 東京都豊島区南長崎5丁目6番6号

設立者 前川典子

拠出財産及びその価額 現金 80万円

住所 兵庫県伊丹市野間北2丁目7番23号

設立者 山本千恵

拠出財産及びその価額 現金 80万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に、評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終了の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第19条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第20条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第21条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第23条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第24条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第26条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第27条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 附則

(設立時評議員)

第30条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 川北秀人 黒田かをり 山中文

(設立時役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 田村太郎 早川暁子 前川典子 山本千恵

設立時代表理事 田村太郎

設立時監事 前川健

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成22年3月18日作成

平成26年5月31日一部改訂

令和7年1月29日一部改訂